



かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし

鏡石町企業立地ガイド



【鏡石町の特徴】

まきば
牧場の朝のモデルとなった鏡石町
緑に囲まれ、人と人がふれあう
コンパクトシティ

唱歌『牧場の朝』のモデルとして知られる本町は、
内陸性の温暖な気候に恵まれるとともに
JR鏡石駅から徒歩20分圏内に人口の約7割が居住する
コンパクトでとても住みやすいまちです。

●交通ネットワークの優位性

- ・東北自動車道（鏡石スマートIC）
- ・国道4号線
- ・JR東北本線鏡石駅
- ・福島空港より車で15分

●県内屈指の若いまち

◆高齢化率

全国	福島県	鏡石町
23.0%	25.8%	22.1%

(H22 国勢調査)

●豊富な人材

◆有効求人倍率（年平均）

全国	福島県	当管内
0.65	0.59	0.54

(H23 厚生労働省「一般職業紹介状況」)

●工業用地のご相談は

鏡石町役場 産業課 振興グループ

〒969-0492 福島県岩瀬郡鏡石町不時沼345
TEL 0248-62-2118 FAX 0248-62-6553
e-mail : sangyo@town.kagamiishi.lg.jp

福島県東京事務所

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3
TEL 03-5212-9050

福島県名古屋事務所

〒460-0008 名古屋市中区栄4-1-1
TEL 052-251-0368

福島県大阪事務所

〒530-0001 大阪市北区梅田1-3-1 900号
TEL 06-6343-1721

鏡石町 工業用地ガイド

検索



クリック!

福島県商工労働部企業立地課

〒960-8670 福島県杉妻町2-16
TEL 024-521-7280
e-mail : investment@pref.fukushima.jp



標高270m 鏡石町全景

かがみいしまち
福島県 鏡石町

<http://www.town.kagamiishi.fukushima.jp/>

kagamiishi



◆鏡石駅東第一土地区画整理事業

所在地 …… 岩瀬郡鏡石町東町・旭町・羽鳥地内
 地形 …… なだらかな丘陵地
 規模 …… 約56.3ha (うち準工業地域 約26ha)
 分譲面積 …… 約21ha
 区画 …… オーダーメイドで対応いたします。

●交通アクセス

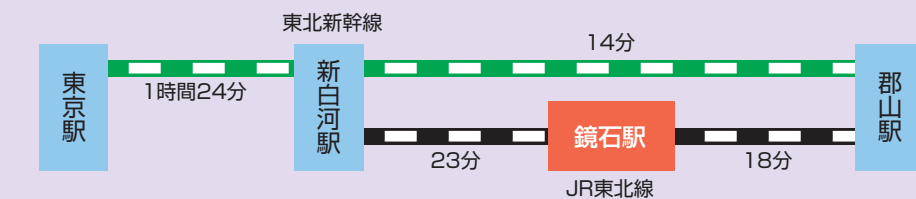
◆国道4号



◆東北自動車道



◆JR



●鏡石町の工業団地及び工業用地



◆分譲経過

工業団地	面積	企業数	分譲開始
境工業団地	14.9	14	昭和49年
東部工業団地	31.2	14	昭和60年
島田工業団地	8.4	1	平成3年
北部工業団地	12.1	12	平成5年
南部工業団地	9.4	6	平成13年
駅東第一土地区画整理	21.0	0	
6 団地	97ha	47	

◆未利用地 (町でありませんいたします。)

工業団地	区画	面積㎡	所有者
境工業団地	1	6,101	民間
東部工業団地	1	3,044	民間

●支援措置

◆鏡石町企業誘致条例による支援

交付要件	内容
・投下固定資本総額1億円以上かつ、操業開始に伴い5名以上の町内雇用者がいること。	(操業奨励金) 固定資産税納付額に対して (増改築) 初年度 70/100 初年度 35/100 2年目 50/100 2年目 25/100 3年目 30/100 3年目 15/100
・敷地面積3,000㎡以上又は建築面積1,000㎡以上 ・操業開始に伴い5名以上の町内雇用者がいること。	(雇用奨励金) ・町内雇用者5人を超える従業員1人につき5万円。200万円限度、1回限りとする。

◆工場立地法の特例措置

区域	区域の範囲	緑地面積率	環境施設面積率
甲種区域	鏡石町重点促進区域に定める準工業地域	15%以上	20%以上
乙種区域	鏡石町重点促進区域に定める工業地域及び市街化調整区域	10%以上	15%以上
丙種区域	鏡石町重点促進区域に定める上記以外の区域	5%以上	10%以上

◆税制上の優遇措置

(1) 企業立地促進法に基づく措置

対象地域	対象者の要件	固定資産税	不動産取得税
企業立地促進法に基づく集積区域	基本計画に定める集積業種で2億円を超える土地、建物 上記のうち農林漁業関連業種で5千万円を超える土地、建物	3年間課税免除	取得税課税免除

※1 基本計画の同意日から5年以内に取得した家屋又は敷地であって1年以内に建築に着手したもの
 ※2 県知事による企業立地計画の承認後に取得 (建物については建築の着手) すること。
 ※3 適用される土地の範囲は、課税免除が適用される建物の垂直投影部分に限られる。

(2) ふくしま産業復興投資促進特区に基づく措置

対象地域	対象者の要件	固定資産税	事業税	不動産取得税
福島県復興推進計画に定められた復興産業集積区域	復興推進計画に定める集積業種*1 土地、建物、償却資産	5年間課税免除	5年間課税免除	取得税課税免除

※1 集積業種 ①輸送用機械関連産業 ②電子機械関連産業 ③情報通信関連産業 ④医療関連産業 ⑤再生可能エネルギー関連産業
 ⑥食品・飲料関連産業 ⑦地域資源活用型産業
 ※2 事前に復興特区法施行規則に基づく鏡石町の指定が必要
 ※3 上記の他に法人税の優遇措置あり